

○桐生市地域おこし協力隊設置要綱

(平成 28 年 4 月 1 日施行)

(設置)

第 1 条 人口減少、少子高齢化が進む本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るとともに地域の活性化を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年 3 月 31 日総行応第 38 号総務事務次官通知)に基づき、桐生市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(活動)

第 2 条 協力隊は、次に掲げる活動(以下「協力活動」という。)を行う。

- (1) 地域行事、コミュニティ活動等の地域おこしの支援活動
- (2) 市内外の住民との交流及び移住・定住の促進に関する活動
- (3) 地域資源及び特産品の発掘及び販売促進に関する活動
- (4) 農林業及び観光業の振興に関する活動
- (5) 高齢者の見守り等住民の支援に関する活動
- (6) 地域教育環境の向上に関する活動
- (7) 地域の情報収集及び情報発信に関する活動
- (8) その他市長が必要と認める活動

(委嘱の要件)

第 3 条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等から本市に生活の拠点を移し、委嘱後速やかに住民票を異動させることができる者
- (2) 心身が健康で、過疎地域活性化に意欲と行動力があり、市内外の住民と積極的なコミュニケーションが図れる者
- (3) 法人若しくは団体又は個人事業主の被雇用者として雇用された者(雇用が見込まれる者を含む。)

(任期及び委嘱)

第 4 条 隊員の任期は、最長 3 年までとし、委嘱は任期にかかわらず年度ごとに行うものとする。

(隊員の遵守事項)

第 5 条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居住地及び協力活動地域における住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (2) 任期中は、常に所在を明らかにしておくこと。
- (3) 協力活動の時間外であっても桐生市内の行事、風習等の情報収集に努めること。
- (4) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (5) 身体の不調又は協力活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に届け出ること。

(協力活動に伴う市の支援)

第6条 市長は、隊員の行う協力活動が円滑に実施できるように、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 隊員の活動に関する総合調整
- (2) 住民及び関係者への周知
- (3) 協力活動終了後の起業・定住支援
- (4) その他協力隊の円滑な協力活動に必要な事項

2 隊員の住居については、必要により市が借り上げた住居を貸与する。

(支援機関への事業委託)

第7条 市長は、隊員が行う協力活動を指導し、支援するため、第3条第3号に規定する法人若しくは団体又は個人事業主(以下「委託先」という。)に本事業を委託することができる。

(活動時間等)

第8条 隊員の活動時間は、原則として1日6時間、週30時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市は委託先と協力活動の内容において調整が必要と認める場合は、活動時間等を調整できるものとする。

3 隊員の休暇日は、市が委託先と協議の上、決定するものとする。

(隊員の就業等)

第9条 隊員は、協力活動に支障がない範囲において、就業等ができるものとする。

(身分証明書)

第10条 隊員は、協力活動に従事するときは、身分証明書(様式第1号)を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 身分証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。

3 身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(日誌及び報告書)

第11条 隊員は、協力活動の状況について、その概要を協力活動日誌(様式第2号)に記録しなければならない。

2 隊員は、前項の協力活動日誌を添付の上、毎月10日までに前月分の協力活動の内容を協力活動報告書(様式第3号)により市長に報告しなければならない。

(解任)

第12条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 法令若しくは隊員の義務に違反し、又は協力活動を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、協力活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 自己の都合により、退任の申出があったとき。
- (4) 協力活動に必要な適格性を欠くとき。
- (5) 隊員としてふさわしくない非行のあったとき。
- (6) 協議なく住所を移したとき。
- (7) その他市長が不適格と認めたとき。

2 隊員は、退任し、又は解任されたときは、直ちに身分証明書を市長に返還しなければならない。

(守秘義務)

第 13 条 隊員は、協力活動の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 14 条 隊員に関する庶務は、隊員の協力活動に係る事務を所管する課等において処理する。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、隊員の協力活動に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 10 条関係)

身分証明書

[別紙参照]

様式第 2 号 (第 11 条関係)

協力活動日誌

[別紙参照]

様式第 3 号 (第 11 条関係)

協力活動報告書

[別紙参照]